

東京2020オリンピック競技大会
男子50km競歩 女子20km競歩 日本代表選手選考要項

1. 本要項の対象範囲

本要項は、新型コロナウイルスの影響による東京2020オリンピック競技大会（以下「本大会」という。）の延期等を受けて、男子50km競歩及び女子20km競歩について既に代表選手に内定した者以外の代表選手の選考要項を改めて定めるものである。

2. 編成方針

2021年度最重要国際競技会と位置づけ、暑熱環境下においても実力を存分に発揮できる能力を有し、本大会でのメダル獲得及び8位入賞を目指す競技者で選手団を編成する。

3. 開催地

東京・札幌

4. 開催期間

2021年7月30日（金）～8月8日（日）

5. 開催種目

(1) 男子

50km競歩

(2) 女子

20km競歩

6. 主なスケジュール

2021年

4月	男子50km・女子20km競歩代表発表
6月	男子50km・女子20km競歩代表発表 ※ワールドランキングによる資格取得者対象

7. 選考競技会

(1) 男子 50km 競歩

- ・ドーハ2019世界陸上競技選手権大会
- ・第58回全日本 50km 競歩高阜大会（2019／高阜）
- ・第105 回日本陸上競技選手権大会・50km 競歩（2021／輪島）

(2) 女子 20km 競歩

- ・ドーハ2019世界陸上競技選手権大会
- ・第103 回日本陸上競技選手権大会・20km 競歩（2020／神戸）
- ・第44回全日本競歩能美大会（2020／能美）
- ・第104 回日本陸上競技選手権大会・20km 競歩（2021／神戸）

8. 選考基準

編成方針に基づき、ワールドアスレティックス（以下「WA」という。）が定める本大会の参加資格を満たした競技者の中から日本代表選手を選考する。

種目ごとの内定条件と選考条件を、下記のとおり定める。なお、(1)が(2)に優先し、(2)の中では1)が2)に優先する。

※すでに内定している競技者は選考における順位には含まないものとする。

(1) 内定条件

1) 男子50km競歩

第105回日本陸上競技選手権大会・50km競歩(2021/輪島)において日本人最上位者で、派遣設定記録を満たした競技者。

2) 女子20km競歩

第104回日本陸上競技選手権大会・20km競歩(2021/神戸)において日本人最上位者で、派遣設定記録を満たした競技者。

(2) 選考条件

1) 全選考競技会終了までに参加標準記録を満たした競技者で、

各国内選考競技会において日本人3位以内の競技者の中から、各選考競技会での記録・順位・レース展開・タイム差・気象条件等を総合的に勘案しつつ、歩型違反による失格のリスクの程度も併せて勘案し、本大会で活躍が期待されると評価された競技者

2) ワールドランキングにより出場資格を満たした競技者で、

各国内選考競技会において日本人3位以内の競技者の中から、各選考競技会での記録・順位・レース展開・タイム差・気象条件等を総合的に勘案しつつ、歩型違反による失格のリスクの程度も併せて勘案し、本大会で活躍が期待されると評価された競技者

9. 参加標準記録および派遣設定記録

種目	参加標準記録	派遣設定記録
男子50km	3時間50分00秒	3時間45分00秒
女子20km	1時間31分00秒	1時間30分00秒

※派遣設定記録：本連盟が定める、世界ランキング12位相当の記録

※派遣設定記録の有効期間は、2019年1月1日～全選考競技会終了まで

※WAが定める参加標準記録の有効期間は男女20km競歩が2019年1月1日～2020年4月5日、2020年9月1日～2021年6月29日まで。男子50km競歩が2019年1月1日～2020年4月5日、2020年9月1日～2021年5月31日まで。

10. 選考方法

故障等により、大会本番で競技力を発揮できないと判断された場合を除き、上記編成方針及び選考基準に従い下記の方法で選考する。

(1) 選考基準(1)による選考

全選考競技会終了までに内定条件を満たした時点において即時内定とし、専務理事が承認することにより決定する。

(2) 選考基準(2)1)による選考

選考基準(1)による選考でWAの定める各種目の出場可能人数を満たさなかった場合、全選考競技会後に、編成方針及び選考基準(2)1)に従い、出場可能人数の範囲内で、強化委員会にて選考原案を作成し、専務理事が選任する委員により構成される選考委員会で決定し、理事会において報告する。

(3) 選考基準(2)2)による選考

選考基準(1)及び選考基準(2)1)による選考でWAの定める各種目の出場可能人数を満たさなかった場合、2021年6月29日以降に、編成方針及び選考基準(2)2)に従い、出場可能人数の範囲内で、強化委員会が原案を作成し、専務理事が承認することにより決定する。

11. 補足

- (1) 代表選手の正式決定は、派遣団体である公益財団法人日本オリンピック委員会により決定される。
- (2) 代表選手は、編成方針及び選考基準に則って選考されるが、その派遣人数は WA が定めるエントリー数の上限の枠を保証するものではない。
- (3) 代表選手は本連盟が定める義務を遵守するものとする。
- (4) 下記の項目に該当する場合は、代表を取消すことがある。
 - 1) アンチ・ドーピング規則に反した場合
 - 2) 故障等により、競技力を発揮できない事態が生じた場合
 - 3) 本連盟が定める義務を遵守しない場合
- (5) 代表選手の決定から本大会までの期間が長いことに配慮し、各種目最大2名の補欠を選考することができる。ファイナルエントリーまでに正選手に故障などが生じた場合は、補欠が正選手となり本大会に出場する。
- (6) 選考後のトレーニング状況を報告すると共に、医事委員会がメディカルチェックの必要があると判断した場合は、応じる義務を負うものとする。
- (7) 天災、その他の理由で選考競技会が中止になった場合は、代替の選考競技会を設定する場合がある。

以上